

令和2年3月31日

公益社団法人
愛媛県シルバー人材センター連合会
西条実施事務所

労働者保険法に基づくマージン率等の情報提供について

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正」により、派遣元事業者（当事業所）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

（小数点第2以下を四捨五入）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均金額} - \text{派遣労働者の賃金の平均金額}}{\text{派遣料金の平均金額}}$$

派遣労働者の数	241人
派遣先の数	37社
マージン率	23.1%
労働者派遣料金の平均額	9,082円（1日8時間当たり）
派遣労働者の賃金の平均額	6,983円（1日8時間当たり）
教育訓練等に関する事項	—
その他	マージン率には以下が含まれます ・労災保険 ・有給休暇 ・教育訓練費